

(報道資料)

2019年3月29日

NHK広報局

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受けました。

【変更の概要】

「多数支払いにおける割引」の実施（施行日：2019年4月1日）

- 多数支払いにおける割引として、複数支払いに対する負担軽減等を目的とした「事業所割引」*1「家族割引」と、受信料の収納コストの還元等を目的とした「多数一括割引」*2の併用を可能とします。

*1 事業所割引：同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な受信契約を締結し、一括して受信料をお支払いいただく場合に2契約目以降半額となる。

*2 多数一括割引：衛星契約等を10件以上とりまとめて、ひとつの受信契約として同じ時期・同じ支払方法（「クレジットカード等継続払」を除く）で支払う場合に割引となる。

- 「多数一括割引」における割引額について、衛星契約数が10件以上の場合は、一律300円に拡大します。

割引の適用例等、詳細については、ホームページ等を通じて周知をしていきます。